

## 育児・介護休業法の改正に伴う育児休業給付の変更点

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から、育児休業の2回までの分割と、産後/パパ育休（出生時育児休業）の制度が施行されました。これに伴い、育児休業給付についても変更になります。

### 1. 育児休業の分割取得

- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、次にあげる例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。  
 <回数制限の例外事由>
  - ① 別の子の産前産後休業、育児休業、他の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
  - ② 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷、婚姻の解消等でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
  - ③ 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
  - ④ 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
- 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合（延長交替）は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます。

### 2. 産後/パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後/パパ育休制度が創設されました。産後/パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金を受けられます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は、就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること</li> <li>• 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は、就業している時間数80時間）※以下であること</li> <li>※ 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。</li> <li>（例）14日間の休業 → 最大5日（5日を超える場合は、40時間）                  10日間の休業 → 最大4日（4日を超える場合は、28時間）</li> </ul> $\left[ \begin{array}{l} 10日 \times 10/28 = 3.57 \text{ (端数切り上げ)} \rightarrow 4日 \\ 80時間 \times 10/28 \div 28.57 \text{ (端数処理なし)} \end{array} \right]$
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額）                  × 支給日数 × 67% ※</li> <li>※ 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。</li> </ul>
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出生日※の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで</li> <li>（例）出生日が令和4年10月15日 → 申請期限は令和5年2月末日まで</li> <li>※ 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日                  2回まで分割して取得できますが、1回にまとめた申請となりますのでご注意ください。</li> </ul>

### 3. その他の変更点

- 支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金日額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。したがって、2回目以降の育休の際は、これらの手続は不要です。
- 産後/パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後取得する育児休業についても、これらの手続は不要です。
- 産後/パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請してください。